

指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業所  
倉敷市児島中部高齢者支援センター

運営規程



社会福祉法人鷺山会  
指定介護予防支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 鷺山会が開設する指定介護予防支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定介護予防支援の事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)が要支援状態にある高齢者等(以下「利用者」という。)に対し、適切な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類または特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公立中立に行う。

4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

5 事業の運営に当たっては関係市町村、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者・指定特定相談支援事業者等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所住地は、次のとおりとする。

名称	倉敷市児島中部高齢者支援センター
所在地	倉敷市児島柳田町 355-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

管理者 1名 (常勤)

(1) 管理者は事業所の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行うとともに、自らも指定介護予防支援の提供に当たるものとする。

2 担当職員

主任介護支援専門員 1名 以上 (常勤)

保健師または、看護師	1名 以上（常勤）
社会福祉士	1名 以上（常勤）
介護支援専門員	1名 以上（常勤または非常勤）

(1) 担当職員は指定介護予防支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。

営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談は事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。
- (2) 利用者及び家族との面談により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。
- (3) サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画（以下「計画」という。）を作成する。
- (4) 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画変更等を行う。
- (5) 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。
- (6) その他具体的には「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（厚生労働省第37号第29条から第31条）に従って実施する。

(指定介護予防支援の利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、倉敷市規則第83号第24条において準用する第2条に、よるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、以下の区域とする。

倉敷市地域包括支援センター運営協議会で定められた地域

- ・倉敷市立児島小学校区（小川、小川町、柳田町）
- ・倉敷市立緑丘小学校区（小川、稗田町）
- ・倉敷市立琴浦西小学校区の一部（上の町、上の町1丁目～4丁目）

(虐待防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の未然防止、虐待等の早期発見、虐待等への迅速かつ適切な対応の観点を踏まえ、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、指定居宅介護予防支援の提供にあたり、当該事業所及び居宅サービス事業所の職員又は養護者(ご利用者のご家族等高齢者を現に養護する者)により虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(成年後見制度の活用支援)

第10条 事業所は、適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

(苦情処理)

第11条 当事業所は、自ら提供した指定介護予防支援又は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合、速やかに管理者に報告をし、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

(その他運営についての留意事項)

第13条 当事業所は、担当職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

採用時研修 採用後6ヶ月以内

継続研修 年2回以上

- 2 担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 当事業所は、担当職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないことを採用時に契約書にて提供する。
- 4 当事業所は、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は倉敷市、社会福祉法人鷺山会及び

事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から、施行する。

この規程は、平成 26 年 12 月 1 日から、施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から、施行する。

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から、施行する。

